

" 23 12 19 0 23 161 、
より あて

()

1 に る により りをしようとする (「 」とい
う。)は、 その に めるもののほか、この の めるところによるものとする。

(の)

2 は、 について、 (29 の3 1 に する
をいう。 じ。)から、 としての は を けた でなければなら
ない。

()

3 は、 (による を む。 じ。)、 、 、
び を の 、 しなければならない。この に、 、 、
、 について があるときは、 に を ばさない で の
を めることができる。

2 は、 (1 は の)を し、 かの の (に
あっては、)、あて び を し、 に した までに しなけれ
ばならない。

3 は、 においてやむを ないと められたときは、 を をもって
することができる。この においては、 に、 「 」と して、 あ
て しなければならない。

4 は、 を した は、 の を わず、その き え、 は り し
をすることができない。

5 が によって りさせるときは、 の に の を す (
2)を に するものとし、 には の をしなければならない。

6 は、 に する (3)について の に しなけれ
ばならず、 の をもってこれに したものとする。

(な りの)

3 の2 は、 の び の に する (22 54)
に する を ってはならない。

(の り)

4 の の に する りは、 とする。

ー を しない のした り

を く り

を した り

、 により が である り

の りについて が2 なした り は しくはその が

の の をした り

に れてした り

その 、 りに する に した り

に する (3)について、 はこれに する が められ

た り

(の の)

5 りを った のうち、 の に じ、 の の で は の

をもって りをした を の とする。

2 りの 、 の に した りがないときは、 の りを うことがある。

この 1 の は の を る は る で りをした の りは

とし、 りに る 3 の の を うものとする。 3 に

う についても を して うものとする。

ただし、 の りの にあっては、 は、 として、2 を とするものとする。

3 の りを ってもなお の に した の がない には、

は りを ち ることがある。

4 2 の りには、 による を った は に する の りをした は

することができないものとする。

5 の となるべき の をした が2 あるときは、 ちに りをした

にくじを かせて の を めるものとする。

6 の において、 りをした のうち、くじを かない 、 による で

りに ち わない があるときは、これに わって に のない にくじを かせ るものとする。

(の)

6 の は、 を するときは、 から された の に

の 、 の の から して7 (の に する (63

2 は、 の が に する に を しないときは、これを
の としないことがある。

(の)

(その の)

この は、 24 1 1 から する。

この は、 31 4 1 から する。

この は、 3 1 25 から する。

この は、 5 2 9 から する。

に する

(である は 、 である は)は、 1 び2のいずれにも せず、
また、 においても しないことを します。

この が であり、 はこの に したことにより、 が を ることとなっても
は し てません。

また、 の めに じ、 の (に のもの。ただし、
を していない は、 、 び の)を に することについ
て します。

! の として な

(1) (、 は をいう。)の (である は、その 、 である
は は しくは (を する をいう。)の 、 で
ある は、 、 、その に に しているものをいう。)が (
力 による な の に する (3 77) 2 2 に
する を う。 じ。) は (2 6 に する をいう。
じ。)であるとき

(2) が、 、 、 しくは の の を る 、 は に を
える をもって、 は を するなどしているとき

(3) が、 は に して、 を し、 は を するなど
あるいは に の 、 に し、 しくは しているとき

(4) が、 は であることを りながらこれを するなどしているとき

(5) が、 は と に されるべき を しているとき

2 の として な をする

(1) な を う

(2) な を えた な を う

(3) に して な をし、 は を いる を う

(4) は を いて の を する を う

(5) その に ずる を う

について の をもって します。

()

塩那 伊藤 香里

()

は

()

ただし、 の (び)
のとおり、 び を の 、 りします。

()

(に)					

塩那 署長

け のオープンカウンター に る につい
て、 のとおり します。

なお、 に する については、 まで います。

:

:

:

Fax :

,

--	--

び	
に する	

)パンフレット により、 する が らかな はパンフレット の をもって え
ることカゝできる。

の を の と め、 を します。

1

2

3 の 、 の 、 に する の

は

塩那

伊藤 香里

※ は を したものであり、 が された の を して
も し えない。